

主 文

本件各上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人等の連帯負担とする。

理 由

被告人兩名の弁護士岩村辰次郎の上告趣意（後記）は、判例違反を主張するけれどもその実質は、刑訴四―一条に該当する事由のあることを主張するに帰するのであつて上告適法の理由にならない。また記録を精査しても同四―一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四〇八条一―一条一―八二条により主文のとおり判決する。

この判決は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二六年七月二〇日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官 栗 山 茂

裁判官 小 谷 勝 重

裁判官 藤 田 八 郎

裁判官 谷 村 唯 一 郎